

資料78 特定の通常兵器の軍備管理関連条約など

(2013.6.30現在)

区分	条約など	概要
軍備管理・軍縮・不拡散関連条約など	特定通常兵器使用禁止・制限条約 (CCW: Convention on Prohibitions or Restrictions on the Use of Certain Conventional Weapons Which May Be Deemed to be Excessively Injurious or to have Indiscriminate Effects)	<ul style="list-style-type: none"> ○附属議定書Ⅰ：検出不可能な破片を利用する兵器に関する議定書 締約国110か国 ○附属議定書Ⅱ：地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置の使用禁止又は制限に関する議定書 締約国92か国 ○改正附属議定書Ⅱ：地雷、ブービートラップ等の使用禁止又は制限に関する議定書 締約国98か国 ○附属議定書Ⅲ：焼夷兵器の使用禁止又は制限に関する議定書 締約国106か国 ○附属議定書Ⅳ：失明をもたらすレーザー兵器に関する議定書 締約国101か国 ○附属議定書Ⅴ：爆発性戦争残存物に関する議定書 締約国81か国 ○日本は、(Ⅰ)～(Ⅳ)までの附属議定書を締結 ○83(昭和58)年発効 ○締約国 115か国 ○主な未加盟国 北朝鮮、ミャンマー、イラン、イラク、シリア
	対人地雷禁止条約(オタワ条約)	<ul style="list-style-type: none"> ○対人地雷の使用、貯蔵、生産、移譲等を全面的に禁止し、貯蔵地雷の4年以内の廃棄、埋設地雷の10年以内の除去等を義務付けるとともに、地雷除去、犠牲者支援についての国際協力・援助等を規定 ○99(平成11)年発効 ○締約国 161か国 ○主な未加盟国 米国、ロシア、中国、北朝鮮、韓国、インド、パキスタン、イラン、イスラエル、エジプト
	国連軍備登録制度	軍備の透明性の向上をねらいとして、わが国がEC(European Community)諸国(当時)などとともに提案し、91(平成3)年に発足した。各国は、7種類の装備品(注)について、その年間輸出入数量、輸出入先などを国連に登録することとなっている。
	国連軍事支出報告制度	軍事支出の透明性向上、軍事支出の削減を目的に1980年に設立。報告項目は「人件費」、「運営及び維持費用」、「調達及び建設費用」、「研究開発費用」の4項目である。
不拡散のための輸出管理体制	クラスター弾に関する条約(オスロ条約)	<ul style="list-style-type: none"> ○クラスター弾の使用、貯蔵、生産、移譲等を全面的に禁止し、貯蔵クラスター弾の原則8年以内の廃棄、クラスター弾残存物等の原則10年以内の除去等を義務付けるとともに、クラスター弾除去、犠牲者支援についての国際協力・援助等を規定。 ○10(平成22)年発効 ○締約国 75か国 ○主な未加盟国 米国、ロシア、中国、北朝鮮、韓国、インド、パキスタン、イラン、イスラエル、エジプト、ブラジル
	ワッセナー・アレンジメント	<ul style="list-style-type: none"> ○以下の点を目的とした国際的輸出管理レジーム <ul style="list-style-type: none"> (1) 通常兵器および機微な関連汎用品・技術の移転に関する透明性の増大およびより責任ある管理を実現し、それらの過度の蓄積を防止することにより、地域および国際社会の安全と安定に寄与 (2) グローバルなテロとの闘いの一環として、テロリスト・グループ等による通常兵器及び機微な関連汎用品・技術の取得を防止 ○96(平成8)年に設立 ○参加国 41か国

(注) 7種類の装備品：①戦車、②装甲戦闘車両、③大口徑火砲システム、④戦闘用航空機、⑤攻撃ヘリコプター、⑥軍用艦艇、⑦ミサイルとミサイル発射装置。また、03(平成15)年行われた制度見直しにより携帯式地对空ミサイル(MANPADS)が「ミサイルとミサイル発射装置」のサブカテゴリー(小項目)として追加登録された。

資料79 調達方式別の装備品などの調達額の推移

(単位：億円)

年度	区分	国内調達額(A)	輸 入			合計(E=A+D)	国内調達額の比率(%) (A/E)
			一般輸入額(B)	有償援助額(C)	小計(D=B+C)		
平19(07)		18,649	1,327	856	2,183	20,831	89.5
20(08)		19,382	1,153	642	1,795	21,177	91.5
21(09)		18,219	1,290	620	1,911	20,130	90.5
22(10)		17,611	1,023	551	1,574	19,185	91.8
23(11)		21,746	1,471	589	2,060	23,806	91.3

(注) 1 「国内調達額」、「一般輸入額」及び「有償援助額」は、それぞれ「装備品など調達契約額調査」の当該年度結果による。
 2 有償援助額とは、日米相互防衛援助協定に基づき、米国政府から調達した装備品などの金額である。
 3 数値は、四捨五入によっているので、計と符合しないことがある。

資料80 F-35の製造等に係る国内企業の参画についての内閣官房長官談話

(平成25年3月1日)

1. 航空自衛隊の現用戦闘機の減耗を補充し、その近代化を図るための次期戦闘機については、平成23年12月20日の安全保障会議において、平成24年度以降、F-35A 42機を取得すること、一

部の完成機輸入を除き、国内企業が製造に参画すること等を決定し、同日の閣議において了解された。F-35は、米国等の9か国によって開発中の最新鋭の戦闘機であり、その計画的な取得は我が国の防衛上不可欠である。政府としては、この安全保障会議決定及び閣議了解に基づき、平成25年度以降は、F-35の機体及び部品(以下「部品等」という。)の製造(整備を含む。以下同じ。)

への国内企業の参画を行った上で、F-35Aを取得することとしている。F-35の部品等の製造への国内企業の参画は、戦闘機の運用・整備基盤を国内に維持する上で不可欠であり、また、我が国の防衛生産及び技術基盤の維持・育成・高度化に資することから、我が国の防衛に大きく寄与するものである。さらに、部品等の世界的な供給の安定化は米国等に資するほか、国内に設置される整備基盤により米軍に対する支援も可能となるため、日米安全保障体制の効果的な運用にも寄与するものである。

2. F-35については、従来我が国が取得した戦闘機と異なり、全てのF-35ユーザー国が世界規模で部品等を融通し合う国際的な後方支援システム（ALGS（Autonomic Logistics Global Sustainment）という新たな方式。以下「本システム」という。）が採用されている。本システムに参加することにより、必要なときに速やかに部品等の供給を受け、迅速な整備が可能となることから、我が国としてもより適切なコストでF-35Aの可動率を維持・向上するため、本システムへの参加が必要である。本システムに参加する場合には、国内企業が製造若しくは保管を行う部品

等又は国内企業が提供するF-35に係る役務が我が国から我が国以外のF-35ユーザー国に提供されることが想定されるが、本システムでは、米国政府の一元的な管理の下、F-35ユーザー国以外への移転が厳しく制限されている。

3. 政府は、これまで、武器等の輸出については武器輸出三原則等によって慎重に対処してきたところであるが、上記のとおり、国内企業の参画は我が国の安全保障に大きく資することに鑑み、本システムの下、国内企業が製造若しくは保管を行うF-35の部品等又は国内企業が提供するF-35に係る役務の提供については、米国政府の一元的な管理の下で、F-35ユーザー国以外への移転を厳しく制限すること、及び移転は国連憲章の目的と原則に従うF-35ユーザー国に対するもののみに限定されること等により厳格な管理が行われることを前提として、武器輸出三原則等によらないこととする。

なお、政府としては、国連憲章を遵守するとの平和国家としての基本理念は維持していく考えである。

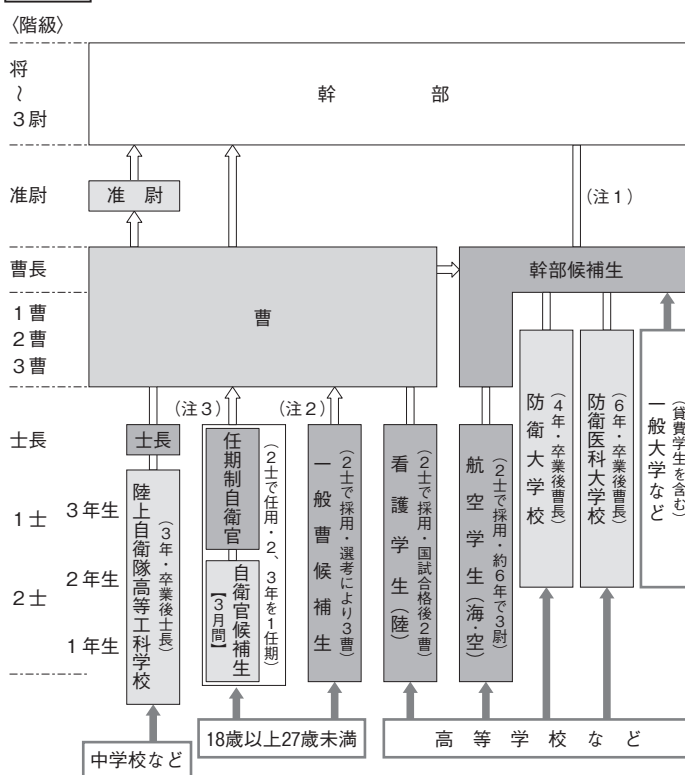
資料81 防衛省職員の内訳

(2013.3.31現在の定員)

防衛省職員	特別職	防衛大臣			
		防衛副大臣			
		防衛大臣政務官(2人)			
		防衛大臣補佐官(3人以内)			
		防衛大臣秘書官			
		定員内	自衛隊の隊員	事務次官	
				書記官等	628人
				事務官等	21,051人
				自衛官	247,746人
				自衛官候補生	
				予備自衛官	47,900人
				即応予備自衛官	8,467人
				予備自衛官補	4,600人
				防衛大学校学生	
				防衛医科大学校学生	
陸上自衛隊高等工科大学校生徒					
非常勤職員					
一般職	定員内	事務官等	30人		
	定員外	非常勤職員			

(注) 定員数は法令上の定員

資料82 自衛官の任用制度の概要



- (注) 1 医科・歯科・薬剤科幹部候補生は、医師・歯科医師・薬剤師国家試験に合格し、所定の教育訓練を修了すれば、2尉に昇任
- 2 平成19年度の採用までは、一般曹候補生と曹候補生
- 3 任期制自衛官の初期教育を充実させるため、平成22年7月から、入隊当初の3か月間を非自衛官化して、定員外の防衛省職員とし、基礎的教育訓練に専従させることとした。
- 4 自衛隊生徒については、平成22年度の採用から、自衛官の身分ではなく、定員外の新たな身分である「生徒」に変更。新たな生徒についても、通信教育等により生徒課程修了時（3年間）には、高等学校卒業資格を取得
- 5 →: 採用試験、⇨: 試験または選考。

資料83 自衛官の定員および現員

(2013.3.31 現在)

区 分	陸上自衛隊	海上自衛隊	航空自衛隊	統合幕僚監部等	合 計
定 員	151,063	45,517	47,097	3,495	247,172
現 員	136,573	42,007	42,733	3,213	224,526
充 足 率 (%)	90.4	92.3	90.7	91.9	90.8

区 分	非 任 期 制 自 衛 官				任 期 制 自 衛 官
	幹 部	准 尉	曹	士	士
定 員	45,417	4,936	141,061	55,758	
現 員	43,048 (1,926)	4,496 (31)	138,626 (6,702)	21,785 (1,393)	16,571 (2,298)
充 足 率 (%)	94.8	91.1	98.3	68.8	

- (注) 1 現員の () は女子で内数
2 定員は予算定員

資料84 自衛官などの応募および採用状況 (平成24年度)

区 分		応 募 者 数	採 用 者 数	倍 率	
一般・技術幹部候補生	陸	5,051 (704)	117 (10)	43.2 (70.4)	
	海	1,606 (333)	91 (16)	17.6 (20.8)	
	空	1,767 (270)	66 (12)	26.8 (22.5)	
	計	8,424 (1,307)	274 (38)	30.7 (34.4)	
曹	技術海曹 海	168 (33)	23 (5)	7.3 (6.6)	
	技術空曹 空	6 (2)	2 (1)	3.0 (2.0)	
	陸上自衛官(看護) 陸	20 (13)	5 (4)	4.0 (3.3)	
航空学生	海	1,186 (130)	68 (5)	17.4 (26.0)	
	空	3,062 (182)	49 (2)	62.5 (91.0)	
	計	4,248 (312)	117 (7)	36.3 (44.6)	
看護学生	陸	3,872 (2,731)	75 (71)	51.6 (38.5)	
一般曹候補生	陸	23,452 (3,262)	2,095 (79)	11.2 (41.3)	
	海	4,798 (865)	975 (40)	4.9 (21.6)	
	空	5,873 (904)	783 (80)	7.5 (11.3)	
	計	34,123 (5,031)	3,853 (199)	8.9 (25.3)	
自衛官候補生	陸	24,736 (2,957)	7,650 (523)	3.2 (5.7)	
	海	4,200 (660)	886 (81)	4.7 (8.1)	
	空	5,102 (681)	1,427 (134)	3.6 (5.1)	
	計	34,038 (4,298)	9,963 (738)	3.4 (5.8)	
防衛大学校学生	推薦	人社	129 (35)	18 (5)	7.2 (7.0)
		理工	279 (35)	77 (5)	3.6 (7.0)
		計	408 (70)	95 (10)	4.3 (7.0)
	総合選抜	人社	169 (35)	12 (3)	14.1 (11.7)
		理工	170 (13)	34 (3)	5.0 (4.3)
		計	339 (48)	46 (6)	7.4 (8.0)
	一般前期	人社	5,585 (2,049)	57 (7)	98.0 (292.7)
		理工	9,826 (1,976)	213 (6)	46.1 (329.3)
		計	15,411 (4,025)	270 (13)	57.1 (309.6)
	一般後期	人社	243 (61)	10 (2)	24.3 (30.5)
		理工	556 (60)	29 (2)	19.2 (30.0)
		計	799 (121)	39 (4)	20.5 (30.3)
防衛医科大学校学生		7,595 (2,146)	84 (14)	90.4 (153.3)	
高等工科学校生徒	推薦	228	60	3.8	
	一般	4,571	266	17.2	

- (注) 1 () は女子で内数
2 数値は平成24年度における自衛官などの募集に係るものである。

資料85 自衛官の階級と定年年齢

階級	略称	定年年齢
陸将・海将・空将	将	60歳
陸将補・海将補・空将補	将補	
1等陸佐・1等海佐・1等空佐	1佐	56歳
2等陸佐・2等海佐・2等空佐	2佐	
3等陸佐・3等海佐・3等空佐	3佐	
1等陸尉・1等海尉・1等空尉	1尉	54歳
2等陸尉・2等海尉・2等空尉	2尉	
3等陸尉・3等海尉・3等空尉	3尉	
准陸尉・准海尉・准空尉	准尉	
陸曹長・海曹長・空曹長	曹長	
1等陸曹・1等海曹・1等空曹	1曹	
2等陸曹・2等海曹・2等空曹	2曹	53歳
3等陸曹・3等海曹・3等空曹	3曹	
陸士長・海士長・空士長	士長	
1等陸士・1等海士・1等空士	1士	—
2等陸士・2等海士・2等空士	2士	

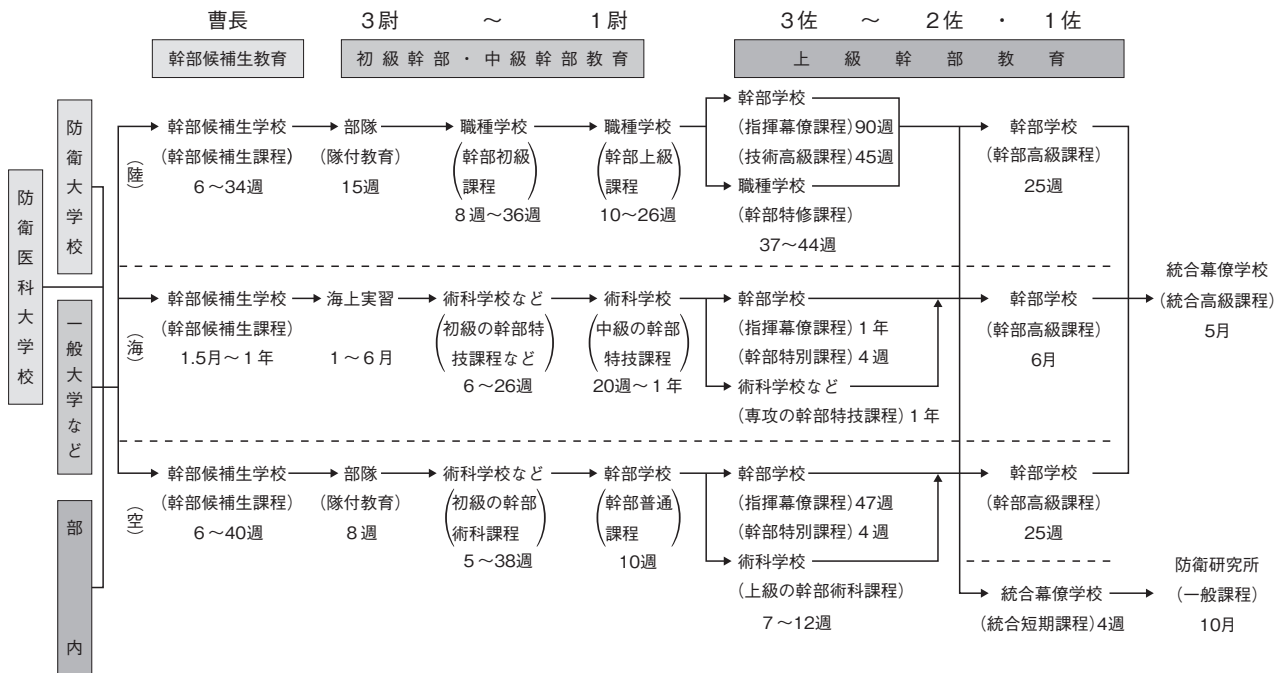
- (注) 1 統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長または航空幕僚長の職にある陸将、海将または空将である自衛官の定年は、年齢62歳。
 2 医師、歯科医師および薬剤師である自衛官ならびに音楽、警務、情報総合分析、画像地理・通信情報の職務にたずさわる自衛官の定年は、年齢60歳。

資料86 予備自衛官などの制度の概要

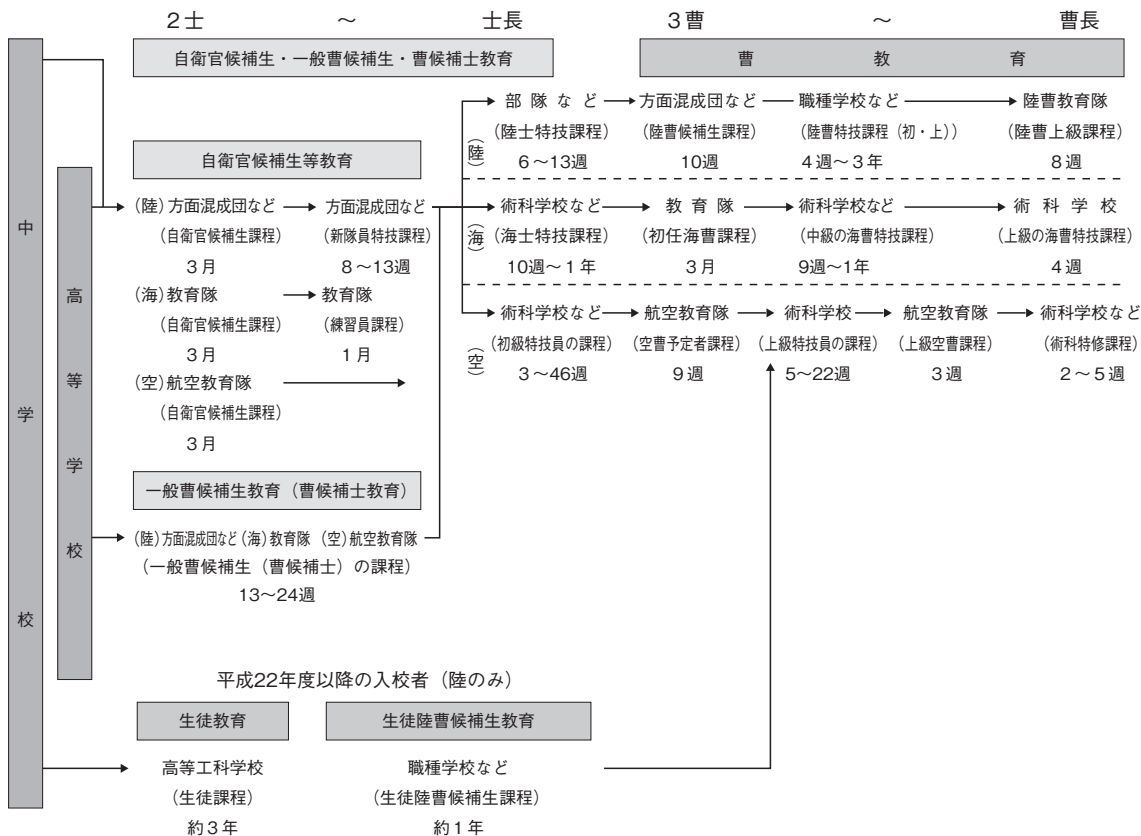
	予備自衛官	即応予備自衛官	予備自衛官補
基本構想	○防衛招集命令などを受けて自衛官となつて勤務	○防衛力の基本的な枠組みの一部として、防衛招集命令などを受けて自衛官となつて、あらかじめ指定された陸上自衛隊の部隊において勤務	○教育訓練修了後、予備自衛官として任用
採用対象	○元自衛官、元即応予備自衛官、元予備自衛官	○元自衛官、元予備自衛官	(一般・技能共通) ○自衛官未経験者(自衛官勤務1年未満の者を含む。)
採用年齢	○士：18歳以上37歳未満 ○幹・准・曹：定年年齢に2年を加えた年齢未満	○士：18歳以上32歳未満 ○幹・准・曹：定年年齢に3年を減じた年齢未満	○一般は、18歳以上34歳未満、技能は、18歳以上で保有する技能に応じ53歳から55歳未満
採用など	○志願に基づき選考により採用 ○教育訓練を修了した予備自衛官補は予備自衛官に任用	○志願に基づき選考により採用	○一般：志願に基づき試験により採用 ○技能：志願に基づき選考により採用
階級の指定	○元自衛官：退職時指定階級が原則 ○即応予備自衛官：現に指定されている階級 ○元予備自衛官、元即応予備自衛官：退職時指定階級が原則 ○予備自衛官補 ・一般：2士 ・技能：技能に応じ指定	○元自衛官：退職時階級が原則 ○元予備自衛官：退職時指定階級が原則	○階級は指定しない
任用期間	○3年/1任期	○3年/1任期	○一般：3年以内 ○技能：2年以内
(教育) 訓練	○法律では20日/年以内。ただし、5日/年(基準)で運用	○30日/年	○一般：50日/3年以内(自衛官候補生課程に相当) ○技能：10日/2年以内(専門技能を活用し、自衛官として勤務するための教育)
昇進	○勤務期間(出頭日数)を満足した者の中から勤務成績などに基づき選考により昇進	○勤務期間(出頭日数)を満足した者の中から勤務成績などに基づき選考により昇進	○指定階級がないことから昇進はない
処遇など	○訓練招集手当：8,100円/日 ○予備自衛官手当：4,000円/月	○訓練招集手当：10,400~14,200円/日 ○即応予備自衛官手当：16,000円/月 ○勤続報奨金：120,000円/1任期 ○雇用企業給付金：42,500円/月	○教育訓練招集手当：7,900円/日 ○防衛招集等応招義務は課さないことから、予備自衛官手当に相当する手当は支給しない
応招義務等	○防衛招集、国民保護等招集、災害招集、訓練招集	○防衛招集、国民保護等招集、治安招集、災害等招集、訓練招集	○教育訓練招集

資料87 自衛官の教育体系の概要

1 幹部自衛官及び幹部候補生



2 曹士自衛官



資料88 主要演習実績（平成24年度）

○統合訓練

訓練名	期間	場所	参加部隊		備考
			防衛省・自衛隊	部外関係機関等	
自衛隊統合演習 (指揮所演習)	25.2.25 ～2.28	市ヶ谷駐屯地、参加部隊等の所在地	各幕僚監部、情報本部、西部方面隊、東部方面隊、中央即応集団、自衛艦隊、佐世保地方隊、航空総隊、航空支援集団 など		統合運用による自衛隊の運用について演練し、自衛隊の統合運用能力の維持・向上を図る。

○陸上自衛隊

訓練名	期間	場所	参加部隊		備考
			防衛省・自衛隊	部外関係機関等	
方面隊実動演習	24.11.2 ～11.22	西部方面区	西部方面總監部、第4師団、第8師団、第12旅団など 中央即応集団等		方面隊の武力攻撃対処能力の維持・向上を図る。
方面隊実動演習	24.8.27 ～9.12	北部方面区	北部方面總監部、第2師団、第7師団、第5旅団、第11旅団 など		方面隊の武力攻撃対処能力の維持・向上を図る。
協同転地演習 (師団等転地)	24.6.28 ～8.1	東北方面区～北部方面区(矢臼別演習場等)	第6師団基幹 人員 約3,500名 車両 約1,000両		長距離機動に必要な統制・調整能力の向上を図る。
協同転地演習 (連隊等転地)	24.8.2 ～9.26	中部方面区～北部方面区(矢臼別演習場等)	第13旅団の1個普通科連隊基幹 人員 約2,100名 車両 約430両		長距離機動に必要な統制・調整能力の向上を図る。
協同転地演習 (連隊等転地)	24.9.22 ～10.7	東北方面区～東部方面区(東富士演習場等)	第9師団の1個普通科連隊基幹 人員 約2,100名 車両 約600両		長距離機動に必要な統制・調整能力の向上を図る。
協同転地演習 (連隊等転地)	24.10.29 ～12.4	北部方面区～西部方面区(日出生台演習場等)	第5旅団の1個普通科連隊基幹 人員 約760名 車両 約270両		長距離機動に必要な統制・調整能力の向上を図る。
協同転地演習 (連隊等転地)	24.10.30 ～11.24	東京方面区～西部方面区(霧島演習場等)	第12師団の1個普通科連隊基幹 人員 約1,300名 車両 約400両		長距離機動に必要な統制・調整能力の向上を図る。

○海上自衛隊

訓練名	期間	場所	参加部隊		備考
			防衛省・自衛隊	部外関係機関等	
海上自衛隊演習 (図上演習)	24.7.2 ～7.6	海上自衛隊幹部学校およびその他参加部隊所在地	自衛艦隊の各司令部、各地方総監部等 約550名		各指揮官の情勢判断および部隊運用を図上で演練し、総合的な戦術技量の向上を図る。

資料89 各自衛隊の米国派遣による射撃訓練などの実績（平成24年度）

	訓練名	時期	場所	派遣部隊
陸上自衛隊	ホーク・中SAM部隊実射訓練	24.9.25～12.18	米国ニューメキシコ州マクレガー射場	17個高射中隊約600名
	地对艦ミサイル部隊実射訓練	24.10.6～11.10	米国カリフォルニア州ポイントマгер射場	各地対艦ミサイル連隊約220名
海上自衛隊	護衛艦等の米国派遣訓練	24.4.3～8.29	ハワイおよび同周辺海空域 グアムおよび同周辺海空域 ならびに米国東海岸および同周辺海空域	護衛艦2隻 掃海母艦1隻 航空機3機
	潜水艦の米国派遣訓練	24.10.10～25.1.23 25.1.15～25.4.27	米国ハワイおよびグアムの周辺海域	潜水艦1隻
	航空機の米国派遣訓練	25.3.1～3.10	米国グアム周辺空域	航空機2機
航空自衛隊	高射部隊等年次射撃訓練	24.8.21～11.17	米国ニューメキシコ州マクレガー射場	12個高射隊（6個高射群）、 高射教導隊 約380名

(平成20年7月15日)
防衛省改革会議

I はじめに

- 平成19年12月、防衛省・自衛隊の不祥事の頻発を受け防衛省改革会議を官邸に設置。
- 個々の事案とそれを許容した組織の問題を解明し、再発防止の方策と改革の方向を示すための検討を重ねる。改革の原則を機能させ、また、組織の任務に沿った実効的な活動が行えるよう、防衛省・自衛隊の組織と意思決定システムの再構築が必要。
- 自衛隊は、多機能・弾力的・実効的に行動すべき時代を迎えている。戦後強調された「軍事実力組織からの安全」の更なる充実強化とともに、今後は「軍事実力組織による安全」という観点との組み合わせが必要。
- 文民統制を確保しつつ、安全保障機能を効果的に果たしうるシステムの改革をここに提案。

II 不祥事案一問題の所在

- 給油量取違え事案（報告義務不履行）：米海軍艦船への給油量について、海幕防衛課長が報告した誤った数値によって統幕議長の記事会見や、防衛庁長官及び官房長官の発言が行われた。
誤りを認識した後も訂正をしなかった報告義務不履行は、プロフェッショナリズム（職業意識）の欠如と文民統制への背反。誤りを正す責任が明確でない組織上の問題も正されるべき。
- 情報流出事案（通信情報革命と情報保全）：秘密情報を含む業務用データを私有パソコンに取り込んだファイル共有ソフトを介して部外に流出するなどの事案が平成18年まで立て続けに発生。
急速な通信情報革命に自衛隊の認識がついていけなかったこと、秘密情報についての保全意識が不徹底であったことが原因。
- イーゼス情報流出事案（先端技術の学習と情報保全）：特別防衛秘密に該当するイーゼス情報が正規の手続きを経ることなく教材として利用され、海上自衛隊内に拡散した事案。最先端技術への学習意欲が情報保全意識の欠如と結びついて生じたもの。
- 「あたご」衝突事案（基本動作のゆるみ）：海自護衛艦「あたご」が漁船と衝突。基本的な規律のゆるみやルール無視の組織的蔓延、航海技量の欠如がどれほど恐るべき結果を招くかを教える事案。また、事故発生後の幕僚監部と内部部局における緊急時の情報伝達の問題が浮き彫りに。
- 前事務次官の背信：前事務次官が接待や金品供与を受け、防衛装備品の調達に当たって影響力を行使したとされている事案。調達に際して私的利益を動機にすることは、内部部局官僚が誇るべきプロフェッショナリズムから最も遠く、忌まわしい背信行為。最高幹部による重大な逸脱が放置された組織的な背景にも問題。
- 諸事案の総合検討

不祥事の抑制のためには全組織をあげて目標と任務意識を鮮明化しつつミスを極小化する継続的な取組みが不可避。

III 改革提言(1) 一隊員の意識と組織文化の改革

1 改革の原則

不祥事案の検討・分析を踏まえ、①規則遵守の徹底、②プロ

フェッショナリズムの確立、③全体最適をめざした任務遂行優先型の業務運営の確立、の改革の原則を提唱。

2 規則遵守の徹底

自発的な規則遵守意識が組織風土として定着することが必要。また、守るべき事項を明確にするための規則の整理が必要。

- 幹部職員自身が規則の必要性を理解し、率先垂範すること。
- 形式よりも必要性に着目した規則遵守についての職場教育。
- 機密保持に関する規則の徹底と違反行為の厳正な処分。
- 防衛調達における透明性確保のための責任の所在の明確化、会議録の作成・公開。
- 抜き打ち監察など監査・監察の強化。
- 規則の必要性の検討及び見直し。

3 プロフェッショナリズム（職業意識）の確立

プロ意識に徹した上官の統率によって組織全体に高い倫理観、使命感を与えるべき。

- 幅広い視野を持った幹部要員を養成するため、教育プログラムや行政経験の在り方を見直し。
- 自衛隊の各部署における業務量と人員配置のバランスを見直し、現場の過度な負担を軽減しつつ、基礎的な職場教育の充実を図る。
- 現代の安全保障に決定的な意味を持つ情報伝達・保全におけるプロ意識の醸成。

4 全体最適をめざした任務遂行優先型の業務運営の確立

個々の隊員、部隊等の意識改革に加え、任務遂行を中心に全体最適をめざす組織文化を創出することが必要。

- 文官と自衛官の一体感と陸・海・空自衛隊の一体感醸成による協働体制の確立。
- 自律的なPDCA（Plan Do Check Act：計画・実施・評価・改善）サイクルの確立。
- 民間のベスト・プラクティスを参考にしつつ、自衛隊の基本単位である部隊を統率する指揮官と部下との共通の改善努力。
- 組織横断的プロジェクトチーム（IPT（Integrated Project Team））方式による政策立案を通じた政策課題への機動的対応。
- 防衛調達におけるIPT方式の本格的導入。
- 統合幕僚監部を中心とする統合運用体制の更なる促進。
- 国民が不信を抱かぬよう、各種会見や中央と部隊の間で整合性の取れた広報の実施。

IV 改革の提言(2) 一現代の文民統制のための組織改革

1 組織改革の必要性

防衛省・自衛隊が、上記の改革の三原則をより確実・効果的に実行するため、組織面での改革が必要。

2 戦略レベル—官邸の司令塔機能の強化

防衛省のみならず官邸の司令塔機能強化が必要。

- 防衛政策の前提となる国全体としての安全保障戦略を明示。
- 官房長官、外相、防衛相などの閣僚により、安全保障に関わる重要課題を日常的・機動的に議論する会合の充実。
- 防衛力整備に関する政府の方針等を議論するための関係閣僚会合の設置。あわせてこれを補佐する常設の機関の設置。
- 安全保障に関わる内閣総理大臣の補佐体制を充実強化する

ため、内閣官房のスタッフの強化。

3 防衛省における司令塔機能強化のための組織改革

(1) 防衛大臣を中心とする政策決定機構の充実

- ① 防衛参事官制度を廃止し、防衛大臣補佐官の設置。
- ② 防衛会議を法律で明確に位置づけ、副大臣、事務次官、統幕長などの政治家、文官、自衛官の三者による審議を通じ防衛大臣の政策決定・緊急事態対応を補佐。
- ③ 省としての情報集約や危機管理の対応を行うセンターの設置。

(2) 防衛政策局の機能強化

防衛政策の企画・立案・発信機能の向上を図る。また、自衛官を登用して運用面での実情を踏まえた機能強化を図る。とりわけ、国際平和活動等の企画立案や、情報分析能力の向上に取り組む。

(3) 統合幕僚監部の機能強化

運用企画局を廃止し、作戦運用の実行は、大臣の命を受けて統合幕僚長の下で実施。また、部隊出動等や作戦計画等の重要事項については、防衛政策局を通じ、防衛会議の議を経て、防衛大臣の決裁を仰ぐ。なお、文官を登用して機能強化を図る。

(4) 防衛力整備部門の一元化

- ① 防衛力整備の全体最適化を図るため、内部部局、陸・海・空三幕の防衛力整備部門を整理・再編して、整備事業等を一元的に取扱う整備部門を創設することとし、その具体的在り方を更に検討。IPT方式の調達を本格実施できる体制とする。
- ② 地方調達については、できる限り中央調達に移行させる見直しを実施。また、独立性の高い第三者チェック体制を強化。

(5) その他の重要分野における施策

- ① 管理部門については、部隊の実情に精通した自衛官を積極的に登用すると共に極力統合化を図る。
- ② 自衛官の人事、教育・訓練は、陸・海・空三幕が責任を負うが、内部部局も制度や政策面から防衛大臣を補佐。

V 結びにかえて

本提言の改革の実施計画を早急にとりまとめ、実施に移すべき。また、組織改革に当たっては、事前に多面的なシミュレーションを行うべき。

防衛省・自衛隊と警察、海上保安庁との関係を更に緊密にするとともに国全体としての機能をどう果たしていくか、というような今後検討すべき課題を提起。

防衛省・自衛隊が誇りを持ったプロフェッショナル集団として再生することを期待。

資料91 防衛省改革に関する防衛大臣指示

防衛省改革に関する防衛大臣指示（概要）（平成25年2月21日発出）

防衛省改革については、これまでの成果を踏まえ、防衛会議の下、検討を加速すること。

については、防衛副大臣を長とする「防衛省改革検討委員会」において、不祥事再発防止の観点はもとより、我が国を取り巻く厳しい安全保障環境の下、シビリアン・コントロールを貫徹しつつ、人材を有効に活用して自衛隊をより積極的・効率的に機能させることができるようにするとの観点から、防衛力の在り方等に関する検討とも連携しつつ、必要な検討を実施すること。そのうち中央組織における業務及び編成の在り方については、東日本大震災、北朝鮮ミサイル発射等の近年の事案への対応の教訓事項等も踏まえ、また、国家安全保障会議の設置等、安全保障に関する官邸の司令塔機能強化の検討等とも連携しつつ、必要な検討を実施すること。

上記検討に当たっては、情報の保全に十分留意するとともに、平成26年度概算要求の時期を目途として、それまでの検討状況を取りまとめ防衛会議へ報告すること。

資料92 市民生活の中での活動

項目	活動の細部と実績
不発弾などの処理 (注1)	<ul style="list-style-type: none"> ○陸自が地方公共団体などの要請を受けて実施 ○昨年度の処理実績：件数1,578件（平均すれば週約30件）、量にして約38トン。特に、沖縄県での処理量は、約23トン（全国の処理量の約60%）（なお、発見された不発弾等が化学弾である場合には、自衛隊には基本的には処理する能力はない。化学弾の識別、信管の有無の確認など可能な範囲で協力）
機雷等の除去 (注2)	<ul style="list-style-type: none"> ○海自が、第二次世界大戦中に敷設された機雷のため設定された危険海域の掃海を実施 ○危険海域にあった機雷の掃海はおおむね終了。現在、地方公共団体などの通報を受けて爆発性の危険物の除去や処理を実施 ○昨年度の処分実績：約510個、約4.4トン（なお、発見された不発弾等が化学弾である場合には、自衛隊には基本的には処理する能力はない。化学弾の識別、信管の有無の確認など可能な範囲で協力）
医療面での活動 (注3)	<ul style="list-style-type: none"> ○防衛医科大学校（埼玉県所沢市）および一部の自衛隊病院（全国16か所のうち、自衛隊中央病院（東京都世田谷区）など6か所）では一般市民の診療を実施 ○防衛医科大学校では、第3次救急医療施設である救命救急センター（重傷や重体、危篤疾病者の医療を行う施設）を運営 ○自衛隊の主要部隊が保有する衛生部隊は、地方公共団体などからの要請があれば、災害発生時の救急医療、防疫などに努める。 ○陸自開発実験団部隊医学実験隊（東京都世田谷区）、海自潜水医学実験隊（神奈川県横須賀市）、空自航空医学実験隊（東京都立川市および埼玉県狭山市）が、それぞれ野外衛生、潜水医学、航空医学などの研究を実施 ○防衛医科大学校防衛医学研究センター（埼玉県所沢市）では、救命・救急医学に関する研究などを実施
運動競技会に対する協力 (注4)	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関から依頼を受け、国内でのオリンピック競技大会、アジア競技大会、および国民体育大会の運営について、式典、通信、輸送、音楽演奏、医療・救急などの面で協力 ○マラソン大会、駅伝大会などに際し、輸送・通信支援などを実施
地元との交流	<ul style="list-style-type: none"> ○全国の駐屯地や基地の多くは、地元からの要請により、グラウンド、体育館、プールなどの施設を開放 ○多くの隊員が、市民や地方公共団体などが主催するさまざまな行事に参加したり、個人的にスポーツ競技の審判や指導員を引き受けるなど、地元の人々と交流

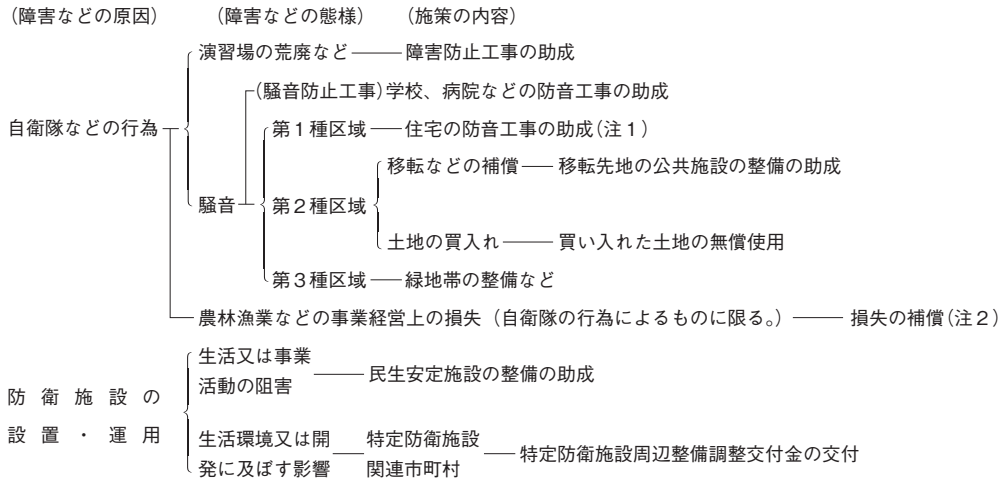
- (注) 1 自衛隊法附則
 2 自衛隊法84条の2
 3 自衛隊法27条、防衛省設置法4条10号など
 4 自衛隊法100条の3など

資料93 社会に貢献する活動

項目	活動の細部と実績
教育訓練の受託 (注1)	<ul style="list-style-type: none"> ○部外からの依頼に基づき、自衛隊員以外の者に対する教育訓練を実施 ○警察、海上保安庁や消防職員に対するレンジャーの基礎的な訓練、水中における捜索や救助法、化学災害などへの対処要領の教育、警察や海上保安庁の職員に対する航空機の操縦訓練、また、防衛研究所や防衛大学校研究科における民間企業や他省庁などの職員の教育を受託
輸送業務 (注2)	<ul style="list-style-type: none"> ○関係省庁などからの依頼に基づき、陸・海・空自衛隊のヘリコプターや政府専用機などにより、国賓や内閣総理大臣などを輸送 ○天皇・皇族の外国ご訪問の際に使用されるほか、内閣総理大臣が国際会議に出席する際などにも使われる政府専用機の運行（なお、05（平成17）年7月に自衛隊法施行令が一部改正され、重要な用務の遂行のために特に必要があると認められる場合には、自衛隊機により国務大臣を輸送）
国家的行事での礼式など (注3)	<ul style="list-style-type: none"> ○国家的行事などにおける天皇・皇族、国賓などに対する儀じょう（注4）、と列（注5）、礼砲（注6）などの礼式 ○諸外国からの国賓に対する歓迎式典などにおける儀じょうや礼砲
南極地域観測への協力 (注7)	<ul style="list-style-type: none"> ○65（昭和40）年の第7次観測から、砕氷艦の運用などの協力を行い、09（平成19）年度に50周年を迎えたわが国の南極地域観測事業に大きく貢献するとともに、11（平成21）年就航した新しい「しらせ」により、今後も南極観測事業の支援を実施 ○12（平成24）年11月からの第54次南極地域観測支援では、観測隊員および物資約671トンを昭和基地などへ輸送するとともに、観測隊が計画する海洋観測などの支援を実施
その他の協力	<ul style="list-style-type: none"> ○気象庁の要請による航空機での火山観測や北海道沿岸地域の海水観測など各種の観測支援 ○放射能対策連絡会議の要請による高空の浮遊塵の収集や放射能分析、国土地理院の要請による地図作製のための航空測量などの支援 ○国や地方公共団体などの委託を受けた土木工事など（訓練の目的に適合する場合のみ）（注8） ○その他、海水観測、硫黄島への民航チャーター機運航に対する支援や音楽隊派遣などを実施

- (注) 1 自衛隊法100条の2
 2 自衛隊法100条の5など
 3 自衛隊法6条、自衛隊施行規則13条など
 4 儀じょう：国としての敬意を表するため、儀じょう隊が銃を持って敬礼などを行うこと
 5 と列：路上に整列し、敬礼を行うこと
 6 礼砲：敬意を表するために大砲などで空包を撃つこと
 7 自衛隊法100条の4
 8 自衛隊法100条

資料94 防衛施設周辺地域の生活環境の整備などの施策の概要



(注1) 1 第1種区域、第2種区域、第3種区域

飛行場等の周辺で航空機の騒音に起因する障害の度合に応じて次のように定める。

第1種区域：WECPNL75以上の区域

第2種区域：第1種区域内で、WECPNL90以上の区域

第3種区域：第2種区域内で、WECPNL95以上の区域

※ 平成24年度以前の区域指定にあつては、第一種区域は、WECPNL75以上の区域、第二種区域は、WECPNL90以上の区域、第三種区域は、WECPNL95以上の区域。

平成25年度以降の区域指定にあつては、第一種区域は、Lden62以上の区域、第二種区域は、Lden73以上の区域、第三種区域はLden76以上の区域。

2 WECPNL (Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level : 加重等価継続感覚騒音レベル)

特に夜間の騒音を重視して、音響の強度のほかにその頻度、継続時間などの諸要素を加味して、人の生活に与える影響を評価する航空機騒音の単位である。

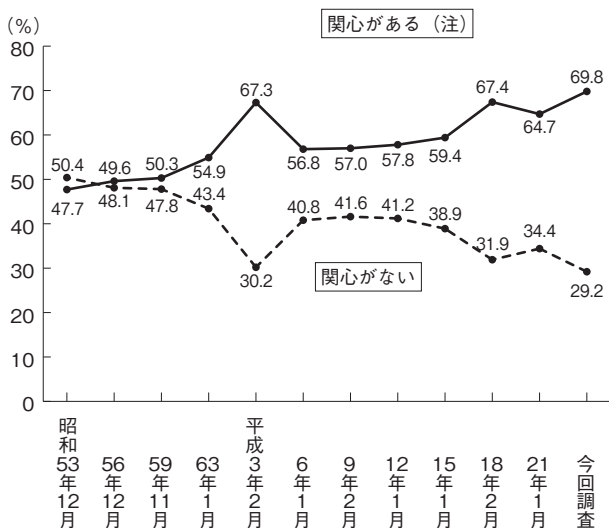
3 Lden (時間帯補正等価騒音レベル)

夕方の騒音、夜間の騒音に重み付けを行い評価した1日の等価騒音レベル。

(注2) 駐留軍の行為によるものについては、「日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律」により損失の補償を行っている。

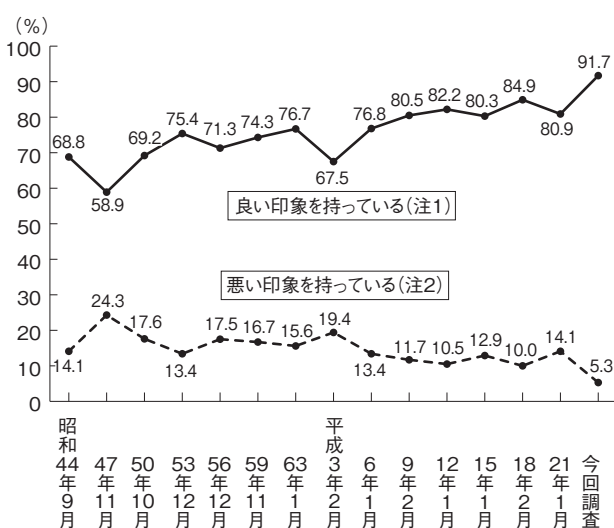
調査の概要 調査時期：平成24年1月5日～1月22日
 調査対象：全国20歳以上の者3,000人
 有効回収数（率）：1,893人（63.1%）
 調査方法：調査員による個別面接聴取法
 詳細については、〈<http://www8.cao.go.jp/survey/h23/h23-bouei/index.html>〉参照

1 自衛隊・防衛問題に対する関心



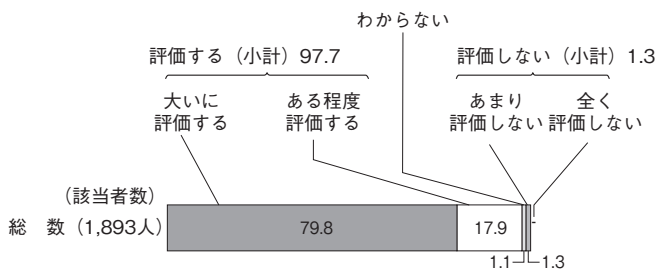
(注) 昭和59年11月調査までは、「非常に関心がある」と「少し関心がある」の合計となっている。

2 自衛隊に対する印象

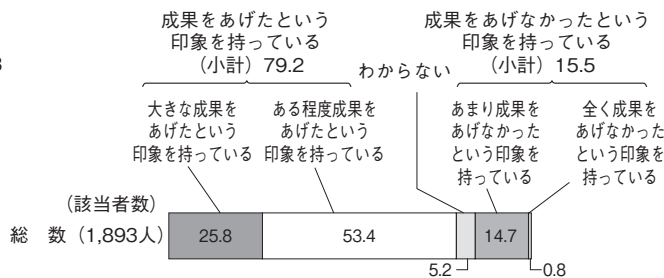


(注) 1 平成18年2月調査までは、「良い印象を持っている」と「悪い印象は持っていない」の合計となっている。
 2 平成18年2月調査までは、「良い印象は持っていない」と「悪い印象を持っている」の合計となっている。

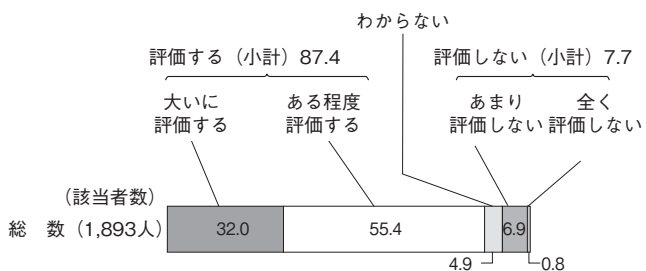
3 東日本大震災に係わる自衛隊の災害派遣活動に対する評価



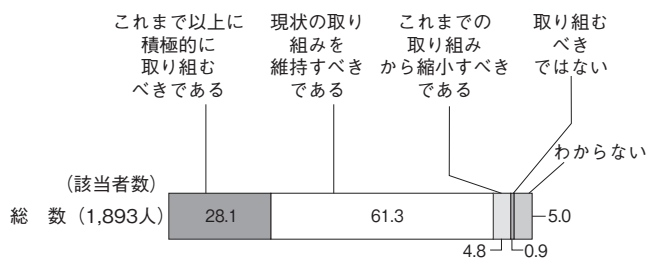
4 米軍の支援活動「トモダチ作戦」に対する印象



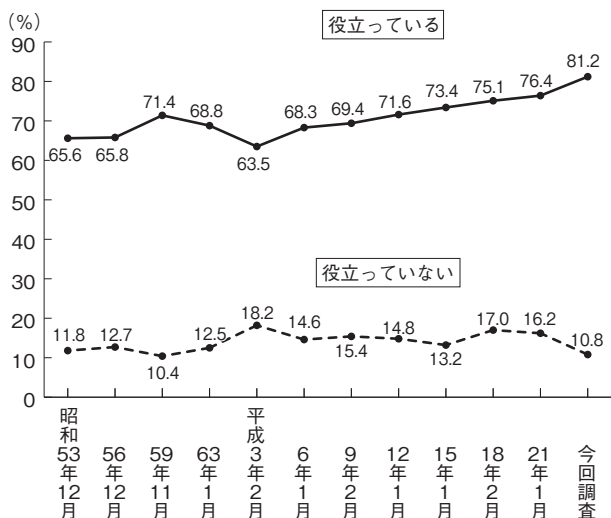
5 自衛隊の海外での活動に対する評価



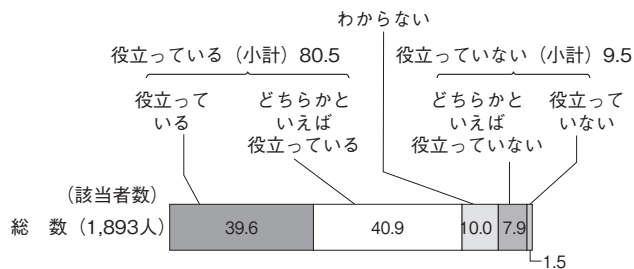
6 国際平和協力活動への取組



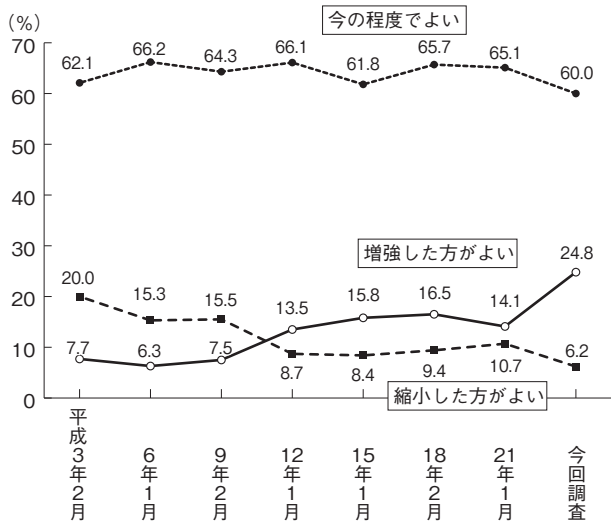
7 日米安全保障条約についての考え方



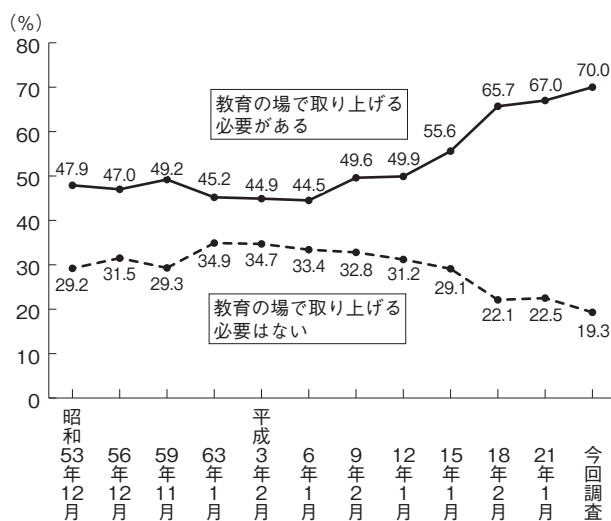
8 米国以外と防衛上の交流を行うことについての意識



9 自衛隊の防衛力



10 国を守るという気持ちの教育の必要性



(注) 平成3年2月調査では、「それでは、全般的に見て日本の自衛隊はもっと増強した方がよいと思いますか、今の程度でよいと思いますか、それとも今より少なくてよいと思いますか。」と聞いている。

資料96 防衛省における情報公開の実績 (平成24年度)

	防衛省本省	地方防衛(支)局	計
1 開示請求受付件数	1,398	4,079	5,477
2 開示決定等件数	1,525	4,633	6,158
開示決定件数	964	3,697	4,661
部分開示決定件数	424	921	1,345
不開示決定件数	137	15	152
3 不服申立て件数	402	0	402
4 提訴件数	3	0	3